

事業・制度名	内容	要件等	募集時期	他事業との併用	認定農業者・認定新規就農者	認定農業者・認定新規就農者以外	申請等窓口
共済掛金国庫負担	園芸施設共済、家畜共済、収入保険等の種類があり、加入者が払うべき掛金の50%(※)を国が負担します。 ※農作物共済(麦) → 50～55% 家畜共済(豚) → 40% 畑作物共済(蚕繭以外) → 55%	◆内容により、加入対象とならない場合あり	随時	○	○	○	静岡県農業共済組合 TEL 054-251-4396
農業者年金事業	納めた保険料が全額社会保険料控除の対象となる等税制優遇措置がある公的年金です。 保険料は月額2万～6万7千円の間で千円単位で自由に決められ、いつでも見直し可能です。 認定農業者や認定新規就農者等は、年齢に応じて保険料が助成されます。	◆国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く) ◆年間60日以上農業に従事 ◆20歳以上65歳未満(60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)	随時	○	○ (優遇あり)	○	湖西市農業委員会事務局 TEL 053-576-1216
経営所得安定対策	◇小麦・大豆等の畑作物(ゲタ対策) 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金 ◇米、麦・大豆等の畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラン対策) 当年産収入額の合計が直近5年のうち、最高・最低を除く3年の平均収入額を下回った場合に、収入減の9割までを補てん 以上2つの対策により担い手農家の経営安定を図るとともに、水田のフル活用を図る水田活用の交付金を実施しています。	◆営農計画書を作成	おおむね 6月末まで	×	○	×	湖西市産業振興課 TEL 053-576-1216
荒廃農地再生・集積促進事業費補助金	農地の有効利用を推進するとともに、意欲的な農業者に農地を集積するために、荒廃農地の再生にかかる費用を補助します。 総事業費:200万円未満	◆所有権の移転又は農地中間管理事業によって権利移転が行われること(自己所有農地は対象外) ◆農業委員会により耕作放棄地と認められた農地(青地)であること	5月頃・9月頃	×	○	×	湖西市産業振興課 TEL 053-576-1216
強い農業・担い手づくり総合支援交付金	経営発展や規模拡大に伴い必要な農業用機械・施設の導入等を金融機関から融資を受けて行う場合、支援金を交付します。 交付額:事業費の3/10又は融資額のいずれか低い額 上限:300万円 他	◆税込50万円以上で耐用年数が5～20年の機械・施設 ◆付加価値額の拡大+事業関連取組目標について具体的な数値目標を設定し、達成すること	<要望調査> 事業実施年度の 前年8月～9月頃	×	○	×	湖西市産業振興課 TEL 053-576-1216
施設園芸大国しずおか構造改革促進事業	施設園芸の生産拡大のための鉄骨ハウス等の新設を助成します。 補助額:補助対象に掲げる経費の1/3以内 上限:7千円/㎡	◆GAP等の認証を取得済又は取得が確実な者 <対象作物> ①ふじのくにマーケティング戦略に選定されている戦略的作物(柑橘、いちご、ガーベラ、レタス等) ②県が実施した首都圏市場調査によりニーズがあると認められた戦略的作物(いちご、セルリ、トマト) ③事業実施主体が独自に調査を実施し、首都圏において新たに需要の見込まれる戦略的作物	4月	○	○	×	静岡県西部農林事務所 企画経営課 TEL 053-458-7209
担い手経営発展支援金融対策事業	規模拡大、農産物輸出等の経営展開に取り組む農業者を支援するため、スーパーL資金について金利負担を軽減(実質無利子化)します。	<貸付限度額> 個人:3億円 法人:6億円 <償還期限> 25年以内 (うち据置期間10年以内)	随時	○	○	×	静岡県西部農林事務所 企画経営課 TEL 053-458-7208 ※事前に金融機関に借入の可否や借入可能金額等をご相談ください
野菜価格安定対策事業	野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時に生産者補給金を交付します。 補助額:平均価格の最低基準額(60%)と保証金額(90%)の差額の約80%	<静岡県指定野菜> だいこん、たまねぎ、にんじん、レタス、トマト、ねぎ、ばれいしょ ※出荷団体が卸売市場に出荷したもののみ対象	お問い合わせ ください	○	○	○	静岡県西部農林事務所 生産振興課 TEL 053-458-7212